


【詐欺】言葉巧みにうそを言って、相手に本当だと思わせ金品をせしめること。

詐欺罪は「10年以下の懲役」と、「5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその二つの刑」を科せられる。
(参照資料：警視庁ホームページほか)

詐欺	内容	対策
振り込め詐欺	オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証詐欺、還付金等詐欺の総称。電話やはがきなどの文書などで相手をだまし、金銭の振り込みを要求する犯罪行為。詐欺事件の総称として2004年に警察庁が命名した。	
オレオレ詐欺 (母さん助けて詐欺)	「おれだよ、おれ。」と電話をかけ、電話に出た者がうっかり「〇〇かい？」などと名前を問い直すと、「そう、〇〇。実は事故にあっちゃってお金が必要になった。すぐにお金を振り込んで。」などと言い、指定した銀行等の口座に現金を振り込ませるやり口からその名前がついた“詐欺”事件です。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 息子さんやお孫さんから携帯電話の番号が変わった」といってお金の催促電話があったら必ず元の電話番号に電話し本人に確認しましょう。 ② 家族間での合言葉を決めておきましょう。電話があったら「合言葉」を聞きましょう。 ③ 「レターパック」や「宅配便」で現金を送って、という電話は「すべて詐欺」です。(この方法は違法) ④ 自宅まで代理の者が取りに行く、という電話の場合は、きっぱりと、「本人以外の人には渡しません」と言いましょう ⑤ 直接犯人と話をしないために「留守番電話」にしておきましょう。 ⑥ 「おかしいな」という電話は家族や警察に相談しましょう。 ⑦ 振り込め詐欺撃退自動通話録音機を設置しましょう。(申し込み先: 昭島警察署 ☎042(546)0110)
架空請求詐欺	郵便、インターネット等を利用して不特定多数の者に対し、架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口です。	<ol style="list-style-type: none"> ① 身に覚えのない請求は無視するのが一番です。 ② 「裁判にする」「直接回収に行く」などという言葉に惑わされない。脅かして支払わせるためのじょうとう手段です。
融資保証金詐欺	実際には融資しないにも関わらず融資する旨の文書等を送付するなどして、融資を申し込んできた者に対し、保証金等を名目に現金を預金口座等に振り込ませるなどの方法によりだまし取る手口です。	<ol style="list-style-type: none"> ① 正規の貸金業者では、保証金や借入金データの抹消などいかなる名目であっても、融資を前提に現金を振り込ませることはありません。 ② 実在する金融機関や貸金業者などを装って融資を持ち掛けることもありますので、連絡先や電話番号が実在する業者のものと異なっていないか確認してください。
還付金等詐欺	税務署や区役所等を名乗り「税金や医療費等を返還します」「今日が手続きの締め切りです」「ATMで手続きができます」等とコンビニエンスストア等に設置してあるATMに行かせ、携帯電話で還付手続きを指示するふりをし、実は犯人の口座にお金振り込む手続きをさせる手口です	<ol style="list-style-type: none"> ① 還付金をATMで返還することは絶対にありません。 ② 「携帯電話」を持って「ATM」へと言われたら還付金詐欺です。 ③ 相手の言った電話番号を鵜呑みにせず、電話帳などで自分で電話番号を確認して関係機関に問合せましょう。

お金に関する電話や儲け話には十二分に注意しましょう。

紙面の関係で他の犯罪は割愛させていただきました。